

議事要旨(4)金融商品専門委員会における検討状況（金融商品の時価開示）について

西川委員長（専門委員長）及び秋葉主席研究員より、金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）について、前回委員会からの主な修正箇所等は次のようなものであるとの説明がなされた。

- ・ 適用の範囲について、リースの残価部分が金融商品にあたらないことから削除した。
- ・ リース会計基準を踏まえた記載、信用リスクの集中、四半期に関する事項について、追加の説明を加えることとした。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 時価の位置付けについて質問がなされた。これに対し、時価の定義については変えておらず、開示例を入れることで、実務上許容しうるものを考え、差異を埋めるような記述も考えているとの説明があった。
- ・ 流動性リスクについては、定性的なものだけでは記載の必要性が少ないように思われるという発言があったが、期日情報等についても、今回、金融資産・負債全体に広げて開示するように配慮しているとの説明があった。
- ・ 流動性リスクについて、借入が特定の銀行に集中している場合などの記載は必要ないかという発言があり、集中されているのか多様化されているのかを記載するかどうかが検討することとされた。
- ・ リースを開示する必要性がわからないし、米国でも開示されていないはずであるという意見があったが、リースの債権債務も金融商品であり、貸付金や借入金と同様これを開示からははずす理由は見つからないのではないかと説明があった。
- ・ 時価の開示において、資産と負債のプラスマイナスがわかりにくいという指摘があり、これに対しては、時価開示の表について工夫することとされた。
- ・ 特例処理と振当処理について、開示まで準じてもいいのかという意見があった。これに対しては、会計処理を根本的に見直す必要があることになるが、原則のデリバティブを区分する方法の開示例についても記載をすること、予定取引については除くこととしていること、また、ヘッジ処理されているものについても契約額等は開示することになっているとの説明がされた。
- ・ 複合金融商品について、条件が特殊なものは記載することとすべきという指摘があった。

以上